

公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団賛助会員規則

(平成23年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団（以下「財団」という。）定款第46条の規定に基づき、財団の賛助会員について必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員となるものは、財団の設立趣旨に賛同し、財団の事業を賛助しようとする法人又は個人とする。

2 所定の入会申込により賛助会費を納入した時点で、賛助会員として登録する。

3 賛助会員に対しては、財団月報「蒼天」を送付するほか、財団と鹿屋体育大学が共催する講演会等への参加について便宜を図るものとする。

(会員の種別)

第3条 賛助会員は、次のとおりとする。

(1) 団体会員 財団の設立趣旨に賛同する法人その他の団体

(2) 個人会員 財団の設立趣旨に賛同する個人

(会費等)

第4条 賛助会員の年会費は、団体会員にあつては1口3万円、個人会員にあつては1口1万円とする。

2 既納の会費は事由の如何を問わず、返還しないものとする。

3 賛助会費の納入日をもって、領収証を発行する。

4 賛助会費は運用財産に組み入れ、事業経費と管理経費として配分するものとする。なお、管理経費の配分額については年間の必要経費を勘案し、50万円を限度に理事長が決定するものとする。

(退会)

第5条 賛助会員を退会する場合には、退会の申し出を行うものとする。

(雑則)

第6条 本規則の改廃は理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規則は、公益法人の設立の登記の日から施行する。